平成２８年（フ）第３３８号
東京都新宿区西新宿４丁目26―12―301
債務者　玉石　　茂
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４号
東京都町田市木曽東３丁目４番41号３
債務者　友野　奈々
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０６７号
東京都八王子市東浅川町546番地19八王子サニーハイツ1004号
債務者　小俣　英幸
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０６８号
東京都八王子市東浅川町546番地19八王子サニーハイツ1004号
債務者　小俣　清美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
東京都武蔵村山市大南５丁目20番地の11
債務者　川野　節子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２５８号
神奈川県高座郡寒川町倉見1171番地１
債務者　宮本　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６７号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区６棟204号
債務者　東　　建男
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２４号
栃木県那須郡那須町大字富岡750番地13
債務者　田澤　雅子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７号
静岡県浜松市中区幸２丁目５番11号　ｅｖｅさいわい307、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―503号　アーバンシティ浜松幸
債務者　原崎　　貢（旧姓小松原）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８号
静岡県浜松市中区幸２丁目５番11号　ｅｖｅさいわい307、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―503号　アーバンシティ浜松幸
債務者　原崎　宏美
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
岡山市南区彦崎2044番地
債務者　髙岩　眞砂
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３４号
栃木県宇都宮市峰１丁目18番23号　メイツけいほう103号、前住所栃木県宇都宮市平松本町299番地１　鈴八コーポ２の103
債務者　稲葉　功雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１３３号
神奈川県藤沢市葛原1983番地の５　マンハイム４番館103
債務者　村井　　晃
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地32棟505号
債務者　加藤　良雄
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
東京都府中市白糸台４丁目32―11　田中方
債務者　小此木美紀
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部